

令和 3 (2021) 年度  
科学 研究 費 助 成 事 業

研究活動スタート支援審査の手引

令和 3 (2021) 年 6 月

独立行政法人日本学術振興会



## 科学研究費助成事業（科研費）の審査について

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。



## 【令和3(2021)年度公募における主な変更点】

- ◆「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年5月22日研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせ）を踏まえ、科研費においても令和3(2021)年度から研究代表者及び研究分担者の研究以外の業務の代行に係る経費の支出が可能となります。
- ◆「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、令和2(2020)年4月から、科研費により雇用される若手研究者が一定の条件下、雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間において自発的な研究活動等の実施を可能としています。



## は し が き

本手引は、科研費のうち研究活動スタート支援の審査を担当される審査委員のために作成しています。研究者が遵守すべき行動規範について参考（48頁）にするとともに、本手引の全ての留意点等に配慮して審査してください。

### （重要）審査関係資料の取扱いについてのお願い

- 審査資料は、他人の目につかない場所に厳重に保管するとともに、盗難や紛失の恐れがないよう、極力居室等の外に持ち出さないようにするとともに、やむを得ず携行する際は取扱いに十分注意してください。
- 審査資料をコピー又はプリントアウトした場合は、審査資料同様に十分注意して取扱い、審査終了後は裁断または溶解により処分してください。
- 電子審査システムの ID やパスワードは、第三者の目に触れることのないように厳重に保管してください。
- パソコン等の使用にあたっては、ウイルス対策ソフトを導入し、使用する前に最新の状態であることを確認するなど、審査資料の漏洩に注意してください。
- 審査資料をパソコン等にダウンロードした場合は、転送や複製を行わないようにしてください。USB 等の記録媒体や外部機器への複製等も行わないでください。また、審査終了後は電子ファイルを必ず削除してください。

## 目 次

1	審査における基本的事項	1
2	研究活動スタート支援の審査について	3
3	1段階目の書面審査について	5
4	2段階目の書面審査について	9
5	審査終了後における審査関係資料の取扱いについて	11

## [参 考]

1	研究活動スタート支援の書面審査における評価基準等	13
2	科学研究費助成事業における審査及び評価に関する 規程（抜粋）	18
3	研究活動スタート支援 「審査区分表」	27
4	研究者が遵守すべき行動規範について	48



## 1 審査における基本的事項

科研費の審査を行う際の基本的事項として、以下の点を必ず確認してください。

### (1) 審査の基本：ピアレビュー

学術研究は、その評価・審査を、研究者コミュニティにおいて行う「ピアレビュー」により発展してきました。科研費の審査も、このピアレビューにより行われます。科研費の審査委員は、既に科研費の取得等を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピアレビューアーとしてふさわしい方々が選定されています。審査にあたっては科学者としての良心に基づき、学術的価値を公正に判断することが求められます。本冊子の冒頭に掲載の「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」も一読の上、ピアレビューの意義を十分に理解してください。

#### <ピアレビューにおける研究者の責務>

研究者にとって、自らが優れた研究成果を創出することと並んで、論文の査読や研究計画の評価・審査などの機会に、審査委員として他者の研究や研究計画に対して建設的な批評を加えたり、公正な評価・審査を行ったりすることを通じて学術の発展に貢献することもまた非常に重要な活動です。科研費によって研究を行った研究者は、求められれば科研費の審査に携わる、というのがピアレビューによる科研費審査制度を成り立たせる基本条件です。

ピアレビューにおいて審査委員を務める研究者は、自ら研究を行う立場と他の研究者の研究計画を評価・審査する立場の両方に関わるため、それらの立場により多かれ少なかれ緊張関係の状態に置かれることになります。そのことを十分に自覚し、公正な審査を行うことが求められます。

### (2) 審査にあたっての姿勢、研究計画調書に基づく審査

科研費の審査は、研究課題の学術的価値に基づいて、各審査委員の見識と責任で行うものです。応募者は自らの自由な発想に基づいて研究課題を設定しており、審査委員には応募者の研究を尊重することが求められています。応募者がどのような研究を行おうとしているかを研究計画調書に沿って理解し、各応募研究課題の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めた上で、その研究課題の意義を評価してください。その際、研究計画調書の内容を確認するために他の情報を参照することは差し支えありませんが、研究計画調書に記載のない情報のみに基づいて評価しないでください。

また、応募者は自らの応募研究課題の内容に基づき、自由に審査区分を選択しています。審査委員から見て審査区分の選択が不適切と思われる場合であっても、それだけを理由に評価を下げてはいけません。

さらに、各審査委員はそれぞれの専門分野の代表ではなく、一人の研究者として審査に参画していることに留意してください。科研費は国費を原資とした公的研究費であり、その審査にあたっては特段の公正性が求められることにも留意し、公正な審査に努めてください。

### (3) 守秘義務と研究者倫理の遵守

科研費の審査にあたり、全ての審査委員に守秘義務が課されています。自身が審査委員であることはもちろん、研究計画調書の内容等、審査にあたって知り得た情報はいかなる

形においても、他人に漏らしてはなりません。審査の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合には、それが科研費の審査に関係していることを伏せなければなりません。

なお、書面審査で他の研究者と相談したり、または審査委員間で連絡を取り合ったりしてはいけません。

審査の過程で知った他人のアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものです。審査の内容を漏らすようなこともあってはなりません。

また、審査委員の氏名等については、今回の応募研究課題の審査を行ったすべての審査委員の任期が満了する年度（令和5（2023）年度）に日本学術振興会が公表します。それまでは非公開ですので、自身が審査委員であることは他に漏らさないでください。

#### **(4) 審査に関する利害関係の排除**

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないでください。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の要素を考慮した審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、応募研究課題の研究代表者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該研究課題の審査を行わないでください。規程上は以下のとおりです。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金の場合

(1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(A)(B)）においては、研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者を含む。）との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 緊密な共同研究を行う関係

（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者）

③ 同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条の一）

なお、次のような場合には、利害関係には当たりませんので、「利害関係」をあまりに広くとらえすぎることのないように注意してください。

- ・単に同じ学会・研究会に所属している場合
- ・単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

## 2 研究活動スタート支援の審査について

### 研究活動スタート支援の概要

研究活動スタート支援は、前年秋の公募時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画を対象としています。応募総額等は以下のとおりです。

応募総額 300万円以下（単年度当たり150万円以下）

研究期間 1～2年間

### (1) 審査区分、審査方法

研究活動スタート支援の審査は、審査区分表の審査区分ごとに設定した各審査グループで、同一の審査委員が2段階にわたり書面による審査を実施する2段階書面審査方式によって行われます。

2段階書面審査では、まず、各審査グループに属する審査委員が研究計画調書によって個別に審査を行います（1段階目の書面審査）。さらに、1段階目の書面審査結果を基にして、採否のボーダーゾーン（採択予定件数の上位80～120%に当たる研究課題。詳細は9頁参照）内の研究課題のみを対象に、他の審査委員が付した1段階目の審査意見等を確認してあらためて書面審査を行います（2段階目の書面審査）。最終的には、1段階目の書面審査結果の上位の研究課題及び2段階目の書面審査結果に基づき採択研究課題を決定します。1段階目、2段階目の審査は、いずれも同じ審査委員が実施します。

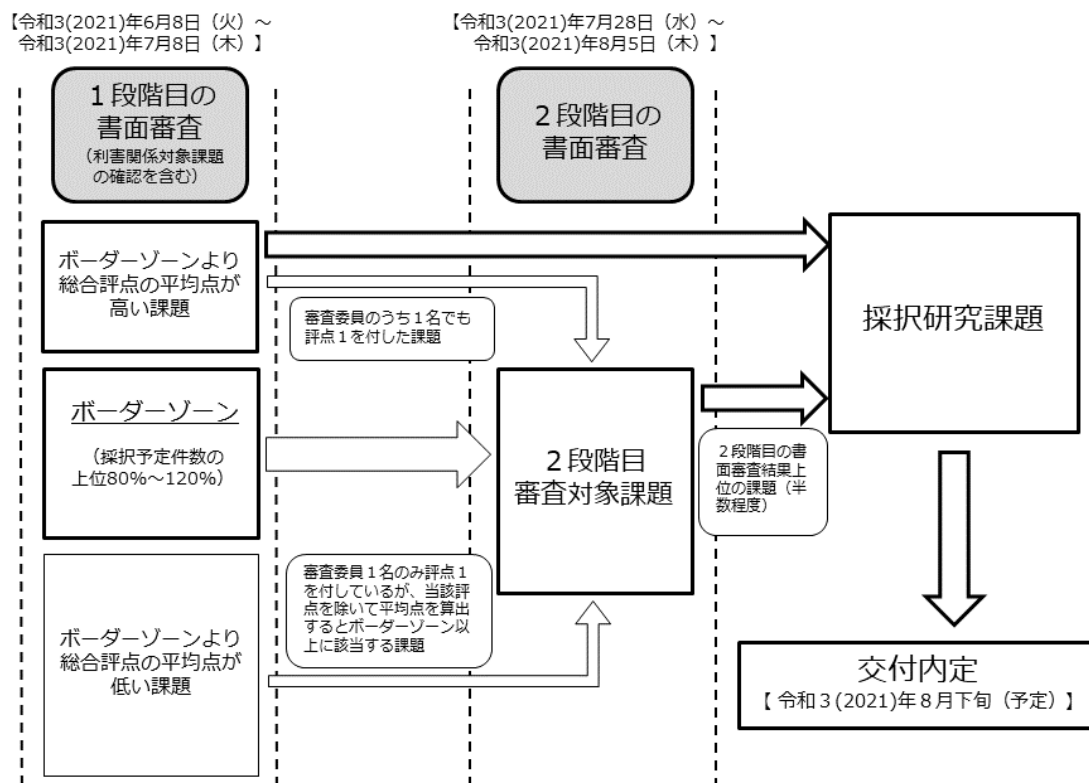
審査区分の中で応募研究課題が非常に多い場合は、適正な審査が可能な件数とするために応募研究課題を機械的に分割し、複数の審査グループによる審査を行います。

審査に当たっては、研究代表者から提案された研究課題について、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価してください。

### (2) 審査の流れ

研究活動スタート支援の審査は次のような流れで行われます。各審査委員は2段階にわたり書面審査を行うこととなります。

## 【2段階書面審査の流れ（イメージ）】



(※ポーターゾーン以上の「特別研究員奨励費」の内約及び「育児休業等を取得」していた者の応募研究課題も含む)

### ①利害関係対象応募課題の登録

「1 審査における基本的事項 (4) 審査に関する利害関係の排除」(2頁)を参照の上、審査対象者の中に「利害関係者」に当たる方が含まれていることが判明した場合には、インターネット上の「科研費電子申請システム(電子審査システム)」(以下、「システム」という)で登録し、審査を行わないでください。

### ②1段階目の書面審査

全ての応募研究課題について、研究計画調査を用いて、研究計画の学術的価値等について個別に評価を行い、評点を付すとともに、その評価に至った理由(当該研究課題の長所・短所)を「審査意見」欄に記入します。

### ③2段階目の書面審査

1段階目の書面審査の結果、採否のポーターゾーン(9頁参照)内の研究課題を対象に、その研究課題に関する各審査委員の総合評点及び審査意見等がシステム上に提示されます。これらの情報及び個々の研究計画調査をもとに、あらためて評点を付します。

なお、1段階目の書面審査を担当した審査委員の氏名・所属・職は、他の審査委員には提示されません。

### 3 1段階目の書面審査について

#### (1) 審査方法

審査は、以下の点に留意した上で、〔参考1〕に明示する「研究活動スタート支援の書面審査における評定基準等」（13頁）に従って行ってください。

1段階目の審査においては、4段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すとともに、個別の評定要素に関する絶対評価を行ってください。

なお、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。研究内容等に関する個別の評定要素に関する審査結果は、不採択者のうち、審査結果の開示を希望した応募者の開示するために使用します。幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

#### ① 総合評点の付し方(評点分布)

1段階目の書面審査における評点分布は、審査区分ごとに応募件数に応じて設定します。各審査委員は、システムで示される評点分布に従って評点を付してください。

この際、総合評点の分布がシステム上の設定と一致しない限り、審査を終了できません。このため、特に1段階目の書面審査においては、設定された件数の制約のために評点を調整して入力（例えば「3」としたいものを件数制限のためやむを得ず「2」と入力）した研究課題については、その旨を審査意見に記入し2段階目の書面審査の参考になるようにしてください。

#### ② 審査意見の記入について

2段階目の審査においては、他の審査委員の意見を確認してあらためて評価を行うこととしております。そのため、全ての研究課題に対して、評点に加え、研究課題に対する所見や、その評価に至ったポイント（応募研究課題の長所や短所など）をシステム上の『審査意見』欄に200字程度で記入してください（システム上の『審査意見』欄は、最大300字まで入力が可能です）。

その際、他の審査委員にその内容が十分伝わるよう記入することが必要です。なお、この『審査意見』は応募者には開示されません。

#### ③ 研究経費の妥当性について

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について、研究経費の内容に問題があり、充足率（応募額に対する配分額の割合）を低くすることが望ましい場合にはシステム上で「×」を付してください。

「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低い配分額を設定します。

なお、研究経費の妥当性・必要性については、必ず研究計画の内容に照らし合わせて判断してください。このため、研究設備の購入経費や人件費、バイアウト経費等の計上の有無のみで判断するのは避けてください。

#### ④ 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄について

当該欄に記載されている内容は、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

競争的資金の不合理な重複や過度の集中が起こることなく、研究課題を十分に遂行しうるかどうかを、当該欄を参照して判断してください。明らかに「競争的資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その理由をシステムの「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、単に、他の研究費制度（科学技術振興機構（JST）や日本医療研究開発機構（AMED）が実施している事業等）の助成対象となり得るという理由や、応募者が他の研究費制度による事業を実施中であるという理由だけで、評価を下げるといった不利益な取扱いをしてはいけません。

※WPIプログラムのような拠点形成型の競争的資金は、科研費のような個々の研究課題に対する研究助成費とは異なる性質のものです。それらの事業においては、研究活動は科研費等の外部資金により実施することとされており、関係研究者の科研費への応募は、競争的資金の不合理な重複や過度の集中には該当しません。

**（参考）「競争的資金の適正な執行に関する指針」－抜粋－**

（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成29年6月22日改正））

**不合理な重複・過度の集中の考え方**

**「不合理な重複」：**

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ③ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

**「過度の集中」：**

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ② 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④ その他これらに準ずる場合

**⑤ 研究計画調書の「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄について**

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することになります。このため、本欄に記載の内容は評価項目としては考慮せず、手続き等に問題があったとしてもその研究課題の評価を下げないでください。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど、研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その根拠を具体的にシステム上の「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、日本学術振興会から応募者が

所属する研究機関に対して、所定の手続き・対策等を行うよう通知します。また、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

## ⑥ researchmap 及び科学研究費助成事業データベース(KAKEN)の利用について

令和元(2019)年度の審査より、電子審査システムから researchmap 及び科学研究費助成データベース(KAKEN)の掲載情報を、直接リンクを張る形で必要に応じて参照できるようになりました。

改めて言うまでもありませんが、科研費の審査は研究計画調書に基づいて行うことが基本です。researchmap や KAKEN の利用は、研究計画調書に記載された内容を確認するためなど、補助的な使い方に留めてください。

また、以下の点にご留意ください。

- ・ researchmap には、審査には関係が無い情報が登録されている場合もありますが、審査がそれらに影響されることのないようにしてください。
- ・ 応募者の情報が researchmap に未登録ないしは登録内容が不十分との理由で評価を下げることや、データベースの情報のみに基づいて評価することのないよう、注意してください。

## (2) 電子審査システムの利用について

審査の評定(審査結果)については全てシステムにより、入力します。

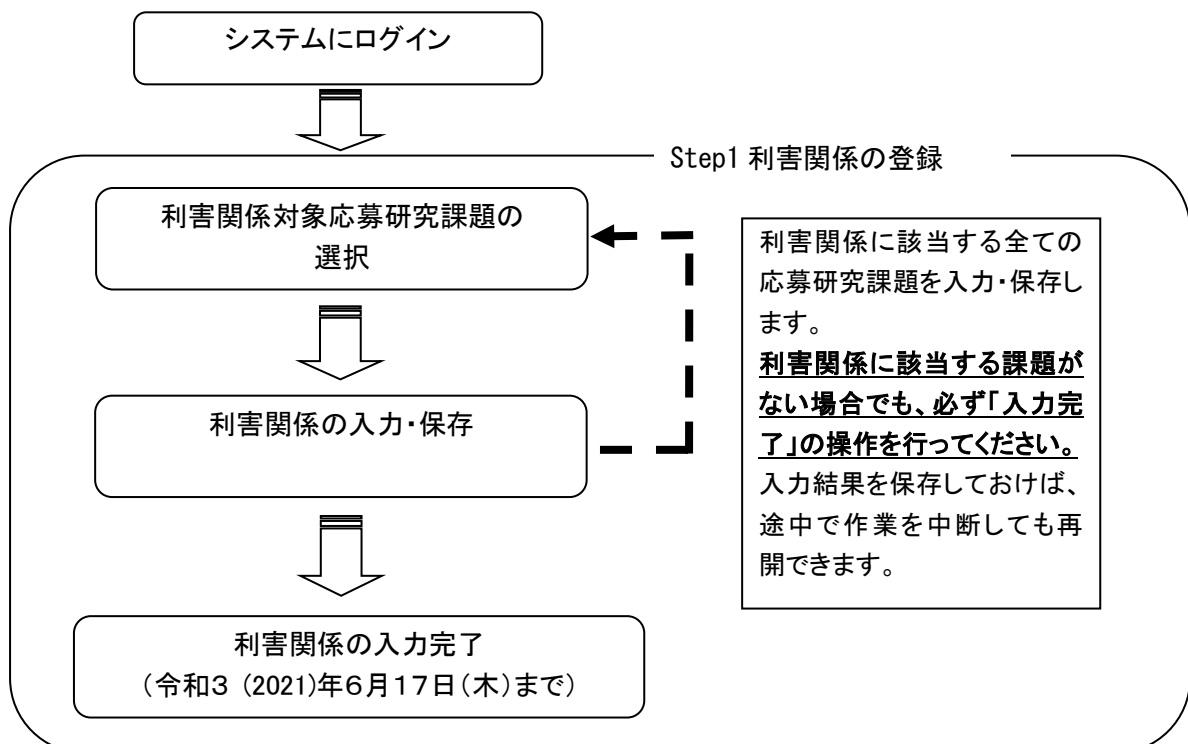
システムの利用にあたっては、同封の「ID・パスワード通知書」に示されたID・パスワードが必要となります。

### ○システムの操作と審査結果の入力について

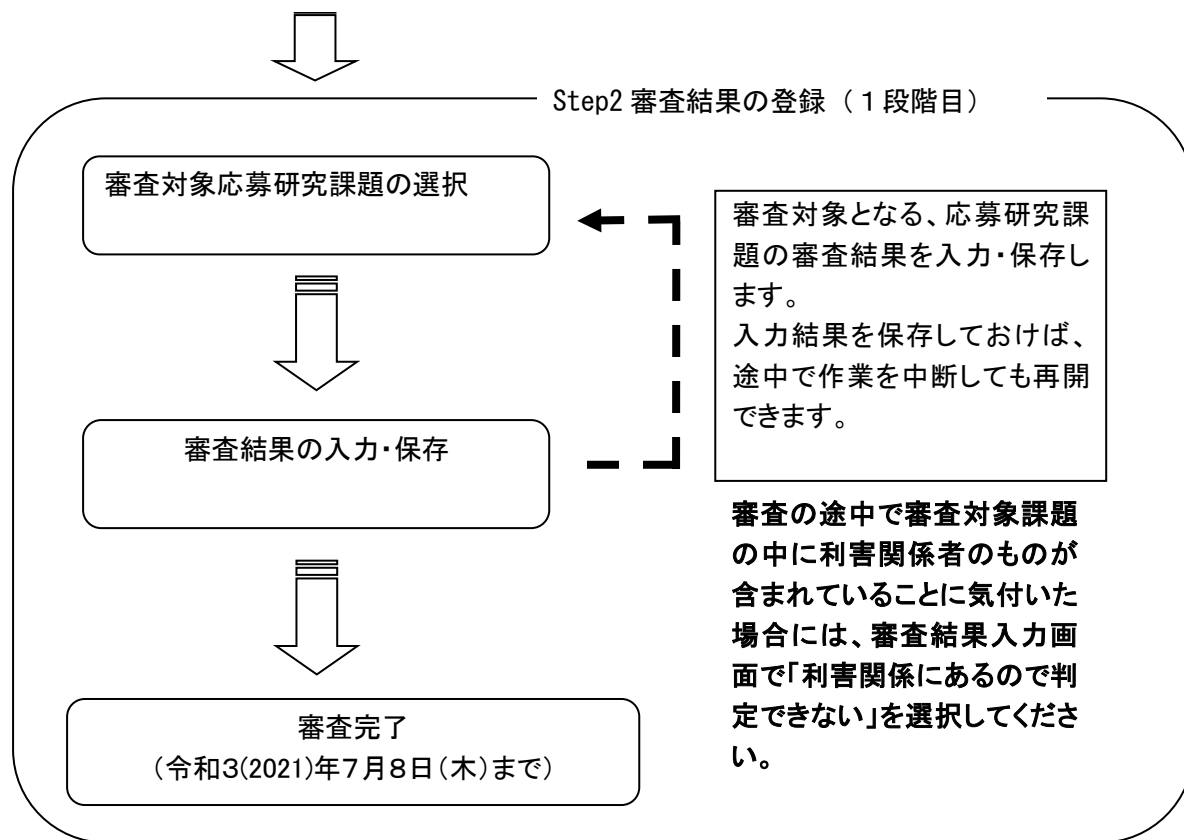
i) システムの操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム(電子審査システム)審査委員向け操作手引(研究活動スタート支援)」を参照ください。

ii) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のとおりです。



利害関係の登録を完了したら、  
Step 2 へ進んでください。



1段階目の書面審査は終了です。

※システムログインが可能となるのは、令和3(2021)年6月8日(火)からです。

### (3) 1段階目の評価(審査結果)登録期限

[利害関係の登録] 令和3(2021)年6月17日(木)まで【厳守】

[1段階目の審査結果の登録] 令和3(2021)年7月8日(木)まで【厳守】



## 4 2段階目の書面審査について

2段階目の審査対象となった各研究課題について、4段階によりあらためて総合評点を付してください。その際、評定要素に着目しつつ、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員が付した審査意見等も確認し、総合的な判断の上、システム上で示される評点分布に従って評価を行ってください。幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

以下の研究課題を2段階目の審査の対象とします。

### 【2段階目の審査対象研究課題】

- ・各小区分の採択予定件数の上位80%～120%（ボーダーゾーン）にあたる研究課題
- ・ボーダーゾーンより下位の課題の中で、審査委員1名のみ評点1を付しているが、当該審査委員の評点1を除いて平均点を算出するとボーダーゾーン以上に該当する研究課題
- ・ボーダーゾーンよりも上位の課題の中で、審査委員のうち1名でも評点1を付した課題

### (1)他の審査委員による1段階目の書面審査結果について

2段階目の審査においては、対象研究課題について、あらためて総合評点のみを付すこととなります。その際、他の審査委員から重要な指摘がされていることが考えられますので、他の審査委員の審査意見等も確認しながら、自身の見識に基づき、評価を行ってください。

### (2)2段階目の審査における不合理な重複や過度の集中に関する扱い

2段階目の審査においては、2段階目の審査対象となった研究課題よりも上位の研究課題も含め、1段階目の審査で、「競争的資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断し、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入した審査委員が複数いた研究課題について、あらためて、「競争的資金の不合理な重複や過度の集中が起こることなく、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を確認することとなります。

確認の上、「競争的資金の不合理な重複や過度の集中が起こることなく、研究課題が十分遂行し得る」または「判断ができない」場合には「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」を、明らかに問題がある場合には「×」を付してください。

なお、審査委員全員が「×」を付した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択となります。

「競争的資金の不合理な重複や過度の集中」の考え方については、6頁を参照してください。

### (3)電子審査システムの利用について

2段階目の書面審査の評定（審査結果）についても、全てシステムにより入力します。

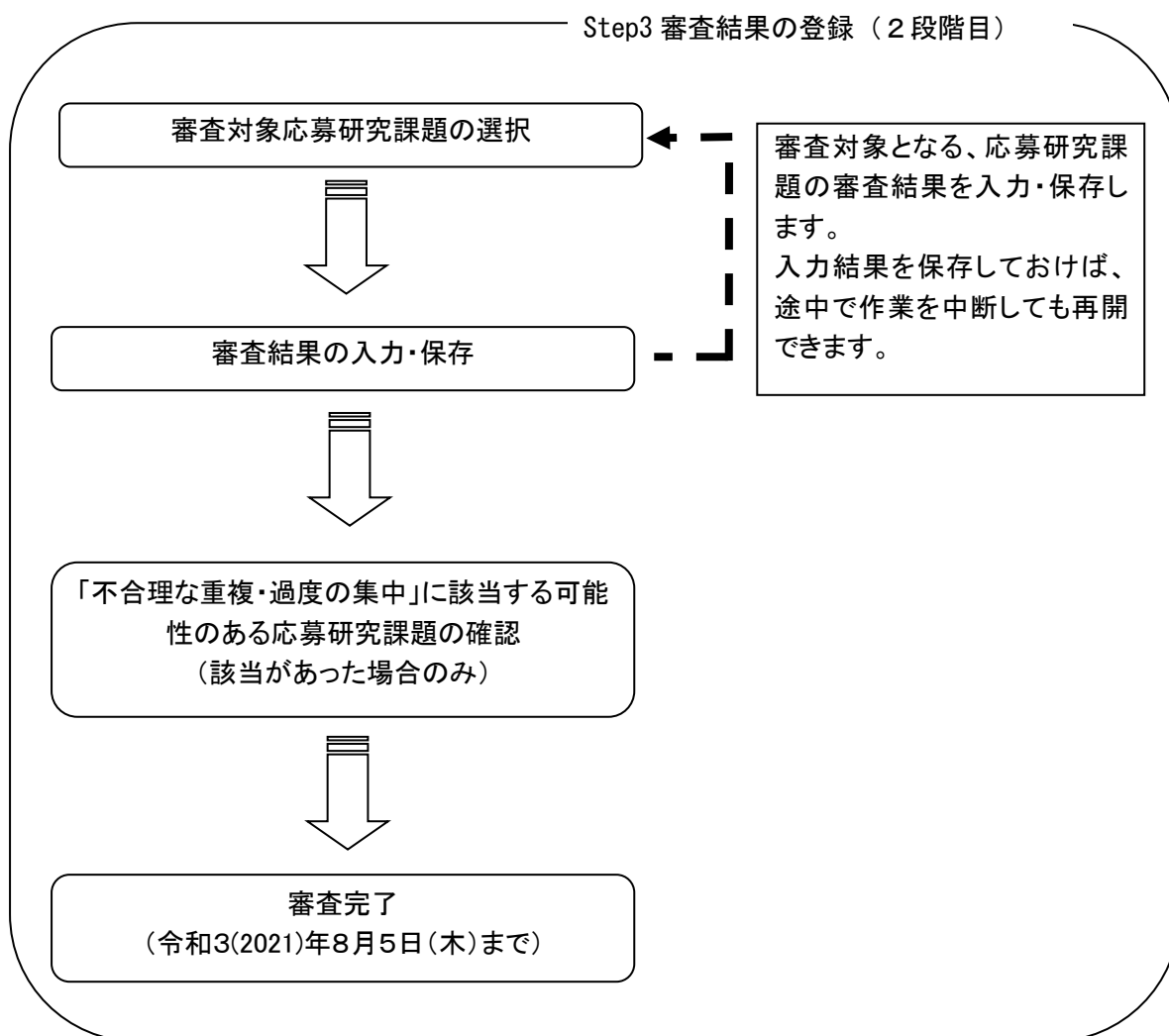
ID・パスワードは、1段階目の書面審査で使用したものと同様です。

○システムの操作と審査結果の入力について

i) システムの操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム（電子審査システム）審査委員向け操作手引（研究活動スタート支援）」を参照してください。

ii) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のとおりです。



**(4) 2段階目の評定(審査結果)登録期限**

令和3(2021)年8月5日(木) 【期限厳守】

※ 2段階目の審査開始日は、1段階目の審査結果の集計後（7月28日(水)）を予定しています。審査が可能になりましたら、別途メールにてお知らせしますので、必ずシステム上でメールアドレスを登録してください。

※ 採択研究課題については、交付内定後にシステム上で閲覧できます。

## 5 審査終了後における審査関係資料の取扱いについて

審査を完了したら、「研究計画調書」及び「ID・パスワード通知書」は、次のように処理してください。

[研究計画調書（審査資料のコピー等も含む）]

- (1) 科学研究費助成事業に応募できる研究機関（科学研究費補助金取扱規程第2条に規定する研究機関）に所属する審査委員にあつては、所属研究機関の事務局に「研究計画調書」の回収・裁断処分を依頼しているのので、2段階目の審査が完了した後、事務局が指定する日までに、当該研究機関の事務局担当課に提出してください。
- (2) 上記（1）以外の機関に所属する審査委員にあつては、本会が送付した梱包材を利用し、送付された時と同じ状態に梱包して同封の「着払専用」伝票に必要事項を記入の上、これを貼付して返送してください。

[ID・パスワード通知書]

審査終了後でも採択研究課題をシステムで閲覧できますが、システム利用後は、裁断等により処分してください。

### 【連絡先】

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

#### ◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課

研究助成第一係

TEL 03-3263-4724, 1003, 0996, 4779

FAX 03-3263-9005

#### ◆システムの操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739（フリーダイヤル）

※受付時間 9:30～17:30

※上記番号が繋がらないときは

独立行政法人日本学術振興会 経営企画部 情報企画課 情報管理係

TEL 03-3263-1017, 1022, 1107, 1024

